

令和2年度 介護保険料の決定

介護保険制度は、国、道および広域連合（市町）が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。

昨年10月からの消費税引き上げに伴い、第1～3段階の介護保険料額が見直されました。

介護保険料基準額：年額62,400円（月額5,200円）

段階	対象者	算定基準	年間保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	18,720円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.5	31,200円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方（第1、2段階以外の方）	基準額×0.7	43,680円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	56,160円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方（第4段階以外の方）	基準額	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	74,880円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	81,120円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	106,080円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.8	112,320円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人および世帯員の市町村民税の課税状況と所得などを基に、介護保険料を算定しています。

所得が未申告だと、介護保険料が正しく算定できません。未申告の方は、役場住民課で所得の申告をお願いします。

◎介護保険料が未納だと…

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを利用しようとするとき、未納期間に応じて給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。